（様式２の１）

（工事請負契約、業務委託契約）

労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届

　　年　　月　　日

京都市公営企業管理者交通局長あて　　　　　　　　　　　　　　※　受注者受付年月日　　年　　月　　日

（対象受注者あて）

※　この項目は、対象下請負者等から対象受注者に本変更届の提出があった場合に対象受注者が記入してください。

　京都市公契約基本条例第１２条の規定により届け出ます。

本変更届は、契約期間（対象受注者にあっては対象公契約の契約期間、対象下請負者等にあっては下請契約、再委託契約、人材派遣契約等の契約期間）中に労働関係法令遵守状況報告書１の「労働関係法令の遵守状況に係るチェック項目⑴～⑾」又は同報告書３の労働環境改善予定の「「いいえ」とした理由」に変更があった場合に提出する必要があります。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象公契約の契約番号 |  | 対象公契約の名称 |  | 対象公契約の契約期間 |  | 下請契約等の契約期間 |  |
| 対象受注者・対象下請負者等（いずれかに○を記入してください。） | 所在地 |
| 商号又は名称 | 代表者の氏名 | 当局競争入札有資格者名簿への登録 |
| 有・無 |
| 担当者氏名 | 連絡先電話番号 |
| 全労働者数 | 名　 | 内訳：正社員　　名、パート、アルバイト　　名、派遣社員　　名（人材派遣事業者のみ記入） |

○　変更内容

|  |
| --- |
|  |
| 例①　従業員が１０人未満であったため、就業規則の作成が不要であったが、従業員が１０人以上となり、就業規則の作成が必要となった。今後、速やかに、就業規則を作成し、労働基準監督署に提出する予定。②　従業員が５人未満であったため、社会保険に加入していなかったが、従業員が５人以上となり、社会保険の加入が必要となった。その後、ただちに社会保険に加入した。③　下請契約のみを請け負っていたため、労災保険の加入が不要であったが、元請契約を締結することとしたため、労災保険の加入が必要となった。その後、ただちに労災保険に加入した。　　等 |

※１　変更が発生した日から、対象受注者は、京都市交通局企画総務部総務課に、対象下請負者等は対象受注者に、遅滞なく本届出を提出してください。

　２　変更の結果、労働関係法令が遵守できていない状況になった場合（上記例では、①の場合）は、変更が発生した日以後６箇月以内に、措置結果報告書を提出してください。